

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定による管理業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、指定管理者〇〇が行う八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリー等の管理運営に係る個人情報保護に関する規程を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第2条 指定管理者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、業務を実施するために市から提供された個人情報記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

（提供資料の返還）

第3条 指定管理者は、業務を実施するために市から提供された個人情報記録された資料を、業務終了後直ちに市に返還しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第4条 指定管理者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を、業務の目的以外の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失等の防止）

第5条 指定管理者は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知）

第6条 指定管理者は、業務に従事する者に対して、八千代市個人情報保護条例第13条第3項に定める義務の内容並びに同条例第39条第1項及び第40条に定める罰則の内容を周知しなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第7条 指定管理者は、この「個人情報取扱特記事項」に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従わなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。